

保護隨想  
岩村通世著

特252  
547



\* 0039806000 \*

0039806-000

特252-547

保護隨想

岩村通世・述

司法保護協会

昭和16

AGI

特252  
547



岩村通世述

護隨想

財團法人司法保護協會



## 保 護 隨 想

岩 村 通 世 述

司法といふ事柄が憲法に規定せられて居ることは御承知の通りであります。極く厳格な意味で申しますと、憲法上に規定せられた裁判所が司法權を行ふといふことになつて居ります。さうして之に基いて裁判所構成法といふ法律が制定せられ、主として、裁判所、檢事局の二つの事柄が之に規定せられて居る。司法といふことを厳格に言へば所謂司法裁判といふことになるのであります。だん／＼司法權の實際の運用を致して見ますと、檢察、裁判の機關に附隨して行刑、保護を行はなければ司法本來の目的を達することが出來ないといふことにだん／＼なつて參りまし

本稿は過般開催致しました第三回全國司法保護委員講習會での岩村閣下の御講演を筆記したものです。  
尙本冊子の題字は、閣下に御願ひして特に御揮毫をいたゞきました。

(文責在編者)

て、今日の状態になつて居る。今日刑務所は司法省の所管になつて居るのでですが、ずっと以前には内務省の所管であつた。検察、裁判を行ひ、檢事が刑の執行を指揮することになると、司法権の運用の完璧を期するには、行刑の事務は司法省で併せ所管しなければならぬといふことで、内務省から司法省に移管せられた。その頃から行刑といふ事柄に付て色々研究をしなければならぬことが起りました。行刑を致してもその結果再犯をする者が非常に多い、この再犯を防遏するにはどうしたら宜いかといふことが考へられるやうになつた。それには司法保護の必要なることがだん／＼考へられて来て、今日では検察—裁判—行刑—保護といふ機構が出来て居る。検察、裁判は、裁判所構成法に規定せられた嚴格な意味に於ての司法であり、行刑、保護は廣い意味の司法、もつと正確に言へば司法行政に属するものであります。此等四つの機構が今日はだん／＼完備して參つて居る。保護が一番後れた譯です。初め保護事業は慈善家の方面から、罪に陥る者は洵に可哀さうだといふので慈善的の考へから起つて來たとも言へる。又宗教家の方面から、佛教は慈悲、基督教は博愛といふやうな考へから、罪に陥つた者は實に可哀さうだ、何とか一つ救つてやらなければならぬ、といふやうな考へから保護事業がだん／＼盛んになつて來た。今では検

察、裁判、行刑、保護といふ四つの機構がよく連絡をして刑事政策を行はなければいけないのだといふことに漸次進んで來たのです。

## 二

保護の思想の發達は實際問題としては割合に新しいが、沿革から言へば隨分古い。徳川時代に既に保護の施設があつたことは御承知の通りであります。どうも或る所に行くと發達しないでその外國に劣らないなか／＼良いものが澤山あるのですが、どうも或る所に行くと發達しないでその儘になつて居るものが随分ある。例へば今日、科學的犯罪搜査として指紋が非常に重要なものとなつた。犯人の鑑識をするには非常に確實なものである。けれども日本には古來母印といふものがある。判を持つてゐない者に母印を捺させる。捺させて見ると皆違ふ、だから母印といふ科學的の慣習がチヤンとあつたのですが、その母印を母印で終らせてしまつた。母印で個人々々の違つて

居ることを鑑別することだけは知つて居つたけれども、それを更に科學的な犯罪搜査に應用して組織立てて立派な實用的にするといふことまで行かなかつた。外國では母印の外に鑑別の工夫を今色々やつて居る。耳の形を取つて居るのもある。耳の形は皆違ふさうです。人間の異つて居る特長を鑑別する方法は日本でも隨分昔から出來て居つたが、どうも實用的にならずに済んだ。斯ういふことは非常に殘念なことだと思ふのです。その他今日外國で色々研究せられて居る事柄も大概皆日本にある。保護事業は古く徳川時代からあつたのですが、一時閑却せられて居つたのですけれども、最近になつて特に著しく發達を致して參つたのであります。是は多年民間の保護事業に關係して居る方々が熱心にこの事業に付て研究をせられた結晶である、今日皆さんに保護委員をお願ひする所まで進んで來たのは、多年民間で保護事業に御關係の方々の努力の賜であると言つて宜いと思ふ。

斯ういふ風にだんく世の中の必要に應じて保護事業は進歩して來たのですが、保護事業は此の程度で終るものであるかどうか、將來どういふ方面に進むべきものであるかといふことは考へなければならぬ、又考へられることと思ふ。保護事業は検察、裁判、行刑の實效を收め、

之を持続する必要の爲に出來た。今日の保護事業なるものは何時までも固定すべきものでなく行政の要求に應じてその形を變じて進むべき運命を持つて居ると思ふ。今日刑罰の方面から論じましても、刑罰だけでは必ずしも本人が改善して立派にならぬ場合がある、それを保護事業で一つ善くしてやりたいと言つても、それは註文が少し無理な場合がある、さういふ無理なものはどうして始末するかといふことを考へなければならぬと思ふ。その點に於て私は色々考へて居るのですが、是は將來のことだから今茲で述べても仕方がないが、現在に於て刑罰の方面が保護に一足飛びに變つたのは少年保護です。少年に對しては刑罰に代へて保護處分を行ふこととなつた。少年に對しては刑罰に代へて保護處分を加へるのですから、原則として一度保護處分を加へたなら刑罰を科することは出來ないことになつて居る。是が保護なのです。唯保護團體に委託して善導するとか、矯正院に收容して強い力で本人を改善せしむるとかいふやうなことも無論保護です。けれども保護の法律的效果は、刑罰に代へて保護處分を行ふといふことです。ですから一度保護處分を行へば、例外の場合の規定はありますが、殆ど十中八九までは刑罰を加へる譯に行かないと、それが保護處分であり、保護の實體なんです。法律上の效果としての實體です。その點を是

非少年保護に御關係になる向には強調して戴きたい。どうもその點がまだ善く徹底して居らぬやうに思ふ。矯正院に入りたいと言ふ少年はない。入れてやるから前は喜べと言つても、恐らく誰も喜ばないと思ふ。保護團體なり、矯正院に這入つたならば再び刑罰を受けないやうになる、所謂前科者として社會的に非常に不愉快な思ひをしないで普通の人として世の中に立つて行くことが出来るのだ、是が少年保護の非常に有難い點である、所謂愛の法律といふのはそこなんです。是は少年に對して他の單純な世話ををしてやるとか、事實上保護をしてやるとかいふことと違ふ。是が刑罰が所謂保護處分に移り變つた一つの例です。その保護が將來どういふ風に變るかといふことは、皆さんが是から御研究をすべきことであり、又して居られると思ふ。

保護處分が又今他のものに變つた實例がある。それは思想犯に對しては思想犯に對する保護觀察所といふものがあつて、一種の司法保護を行つて居るのです。所がその司法保護で賄ひ切れぬものが出來て來た。その賄ひ切れぬものをどうして始末するかといふことがこの前の議會で問題になつた。治安維持法の改正法律が議會を通過し、その改正法律の中に我が國で初めて豫防拘禁制度といふものが採用せられた。豫防拘禁制度は、保安處分といふものの一種なんです。外國で

も既に豫防拘禁制度を行つて居る所がある、併し割合少い。思想犯保護觀察法に依つて觀察所が觀察をして居るのが司法保護であります。所がそれでどうしても賄ひ切れぬものがある、再犯の虞れ顯著なる者は、觀察所ではいけない。それでどうしても改悛しないといふやうな者は、國家の力を以て豫防拘禁所に收容する。收容期間は慥か二年でありますが、收容期間は更新が出來るやうになつ居る。刑務所から出てもどうしても改悛しないといふ者は、觀察所の保護に委託しても目的を達せられない場合がある。此等の者は國家の強い力を以て豫防拘禁所に入れてしまふ。所謂刑が終了して満期釋放になつても、本人が改悛しない、再犯の虞れが顯著であるといふ者は豫防拘禁所に收容してしまふ。斯ういふ制度が出來た、是は保護が豫防拘禁といふ所謂保安處分に變形したものです。少年に對しては刑罰が保護處分に變り、思想犯に對しては保護處分が拘禁處分に變つたと言ふことが出来る。

それでは一般の犯罪者に對しては將來どういふ途を探つたら宜いか。是が主としてあなた方の仕事に關係を持つ譯です。是には色々考へ方があると思ふ。今日檢事が檢舉し、起訴して、裁判所が裁判し、刑務所で刑を執行して居るが裁判所が三年で宜からうと思つて三年の刑を言渡して刑務所に入れて見た所で、刑務所では中々改悛しない者もある、又三年では長過ぎるといふのがあるかも知れませぬ。丁度病人を病院に入れるやうなもので、名醫であれば診察に間違ひないから、是は一ヶ月で退院が出来るだらう、斯う言つて一ヶ月で退院が出来るなれば非常な名醫です。併し中々病氣のやうに簡單に行かない。三年で宜いと思つて入れて見た所がどうも矯らないといふことが起つて来る。之に對してどうしたら宜いか色々考へ方があります。私は之に對しては不定期刑を探るより仕方がないと思ふ。我が國の少年法に初めて不定期刑制度を採用した。不定期刑制度は大體之を二種類に分けることが出来るのであって、一つの方法は刑の短期と長期とを定めて刑を言渡す、之を相對的不定期刑と名づけて居る。我が國の少年法で採用しましたのは相對的不定期刑で、一年以上三年以下の懲役に處す、と云ふ風に言渡す。今一つはさうでなく、法律で刑期が定まつて居りますから、別に短期と長期とを言渡さないで、法律に規定してあるそ

の儘を不定期刑とする。例へば竊盜は現行刑法に、初犯であれば一ヶ月以上十年以下の懲役に處すとなつて居る。ですから竊盜に對しては何條を適用して處罰すると言つて置けば宜い。一ヶ月以上十年以下の間に於て、早く改悛すれば早く出獄せしめる。一般の犯罪者は兎も角常習犯に對しては不定期刑制度が採用せらるべきものであると思つて居る。私も以前には保護のことに多少關係して居つたものですが、その頃罪なき國、刑なき國を一つ日本の社會に造つて見やうといふやうな考へで、隨分苦心してやりましたが、どうしてもいけない。どうしてもいけないどころか、私は非常に弱つたことがあります。この前恩赦の恩典を賜りました時に、恩赦で出獄した者は一人も再犯に陥らぬやうにして見たいと思って、全國の保護關係者にお願ひした。丁度今日の保護委員の如き組織を東京に設けて市内の有力者約百人ぐらゐにお願ひした。僅か千圓か二千圓ぐらゐの豫算でありましたが、それだけの費用を差上げまして、東京の刑務所から恩典に浴して出獄した者は再び犯罪を犯さぬやうに保護をお願ひした、刑務所から出ると直ぐ連絡を執つて再犯の防遏に努めました。私が考へて居る程の成績は舉らなかつたのですが、全くそれ等の方々が熱心に奔走して下さつたのですから、相當の成績は挙げました。然るに各地から報告を取つ

て見ると、釋放されるや否や罪を犯して検舉された者がある。私はガツカリしてしまつた。釋放せられた者の再犯の日を全國より報告させた。全國の刑務所に、あなたの刑務所から出た者が、保護が悪いとは必ずしも言へぬけれども、要するに一日や三日で再犯に陥るといふ如きは、本人は無論不心得であるけれども、保護の方面に缺ける所があるのでないかと照會して、何日目に再犯したかといふ詳細の報告を取つて、一體再犯するのはどんな期間かといふことをその當時調べて見た。それが私の苦い経験の一つなんです。それ以來、絶滅は難かしいにしても、減少せしめるなどを考へなければならぬと思つて色々苦心したのですが、今日のやうに有力な方々がこの事業に御關係下さるといふやうなことは、その當時實は考へ至らなかつた、それで個々に色々なお願ひをしてやつて居つたのですが、保護委員の制度は非常に大切だといふことで司法保護事業といふ法律が出來た譯です。現在では立派な保護委員が全國に數萬も居でになり、一つの町村に數人の方がお居でになるやうになつた。斯ういふ機構を造り上げるまでに私共はどれだけ苦勞したか知れない。皆様の擔當して居られる一般の犯罪者は少年と違つて、中々矯りにくいのがある。出獄する時には大概皆改悛して出るものださうです。それは刑務所内に這入つては犯罪はあると思ひます。

出來ない。自由を拘束せられてゐるから當然である。出獄したら再犯はせぬ決心で出る。けれども外部へ出ると誘惑がある。よく昔の人が言つたやうに、自分は幾ら濡れまいと思つても、水の中に抛り込まれたら濡れざるを得ない、火の中に薪を投じて燃えぬやうにしろ、不動尊のやうに火の中でも焼けない修行をして見よと言つても、それは凡人には出來ない、水の中に抛り込まれれば、濡れないやうにしやう思つても濡れる、社會に出て来ればやはり水の中に抛り込まれたやうなものです。本人は濡れまいと思つて出獄するけれども、水の中に抛り込まれれば濡れる。それが又可哀そうです。本來、狂人とか非常な變質者は別ですけれども、普通の者はモウ一遍悪い事をして刑務所に這入つて來ようといふやうな者は先づない。それは私共保證が出来ると思ふ。然し刑務所より出て見ると境遇が違ひ又再犯に陥る、さういふ再犯を必ず犯すやうな危険のある者は、不定期刑を科することに依つて勤労の精神を涵養して保護改善せしめることが必要であると思ひます。

一般の釋放者に對する対策はその他にも考へ得る途が色々あらうかと思ふ。要するに保護といふ方面は大體その個人を改善せしむるといふことに重點があるので、或は保護觀察に付すべ

き対象になり、或は變じて豫防拘禁（保安處分）に付すべき対象となりますが、本人を保護するときには個人に重點を置き保安處分に付する場合には社會防衛に重點を置き權力を以て身柄を拘束するといふことになる。皆様も既に保護事業を御經驗になつて居られるのですが、此の事業なら大丈夫、やつて見ようといふ覺悟の上でも引受けになつたと思ひます、然しどうも思ふやうに行かないといふやうなことが隨分あらうと思ふ。抑も人間といふものは自分を自分が監督するといふことが第一難かしいのですから、況んや他人を監督したり、他人に感化を與へるといふことは非常に難かしいことです。よく私は保護事業に從事する職員の講習會の場合に、保護に從事することは至つて難かしい仕事だから、いやなら今の内に早く止めて置かないと、やりかけてから難かしいと苦情言はれると困る、それでもやつて見ようといふならやつて見るも宜いが、唯慰みに一寸やつて見ようといふのなら、大變な苦しみを受け後で保護事業の悪口を言ふに決まつて居る、さういふ人は保護事業の方で餘り歡迎しない人だから、よく注意して下さいといふことを言ふ。私は實際に保護を行つたことは餘りないのですけれども、中々難かしいことだと思ふ。

今申上げるやうに、今日の廣い意味の司法は検察、裁判、行刑、保護、保安處分、斯ういふ五つになつた譯です。將來改善困難な一般の犯人に對して如何なる措置をなすべきか皆様に一つ大いに検討して戴いて一層保護の效果の舉がるやうにしなければなりません。今日で言へば一般的の釋放者は、保護が困難と言つても、お願ひすると言はれば、さういふ者はいやだと言ふ譯に行かない。最初の間はさういふひどい者は成るべく皆様にはお願ひしないやうにといふことを保護當局は考へて居られた。然し一般の司法保護といふことから見れば、難題のものは放つて置いて宜いといふことはない譯だから、之を何とかしなければならぬ、是が今後考究すべき大問題でないかと考へて居る。

## 四

結局理窟を言へば刑事政策とか何とかいふのですけれども、司法保護の仕事はそんな難かしいことではない。今度の講習の目的も實際のことの御研究を願ふといふことださうでありますか、

一度犯罪に陥つた人間を再び犯罪をさせぬやうにすることが第一義です。それからだん／＼立派な臣民として善導することは無論大事でありませうけれども、再犯の防遏が出来たなら、非常な大成功と言はなければならぬ。そこに進めば宜い。説き方は色々あります。今日でも宗教又は人道の方面から、社會政策又は刑事政策の方面から、色々説き方はあります。要するに吾々の同胞が再び犯罪を犯すやうなことのないやうにしよう。簡単に言へばそれだけなんです。之をどうしたら宜いかが實際問題になる譯です。それには色々考へられませう。先づ犯罪事實を知るといふことです。所が判決には大體犯罪事實だけを書いてある。人は其の顔が違ふやうに、同じ竊盜犯であつても内容は皆違ふ。是は千篇一律に同じ竊盜犯と思つてはいけない。字を書いてもさうで、皆様が茲に同一の字をお書きになつても書體は皆違ふ。犯罪だつて犯し方は皆違ふ。所が判決には、犯罪構成の要件だけ書けば宜いといふことになつて居る。勿論一應判決はよくお読みにならなければいかぬと思ふが。判決書だけでその人間の全貌を把握し得ない場合がある。その人間には犯罪に陥つた原因もありませう、又犯罪を犯した動機もありませう、さういふことをよく調べるといふことが大切です。判決には犯罪構成の要件となつて居るものだけ書くものであ

る。法律に規定せる犯罪の中には特に目的を要する犯罪があつて、例へば何々の目的を以てどういふことをしたる場合とか、それには動機目的が書いてあつて、それを見れば或る行動をした動機が分るけれども、竊盜の如きものは或る被告人が他人の財物を竊盜したといふことだけ示せば宜いのですから、多くは動機なんか書かれて居ない。だから判決をよく御覽になつて、同時に犯罪の原因、犯罪の動機といふものをズッと一遍掘り下げてお考へにならぬと、判決を見ただけではどういふ保護をして宜いかといふことが分らない。保護を加ふる場合には、是非とも犯罪事實から突込んで行つてよく此等の點を研究せられなければなりません。

次には犯罪の一般原因を知ることです。凡そどういふ原因で犯罪を生ずるか、要するに或る原因があつて或る結果を生じて居るのでですから、悪い原因を與へなければ悪い結果は起らない。この人間は曾て斯ういふ犯罪を犯した、それは斯ういふ原因であつたといふことが分れば、その原因を本人に與へないやうにしなければならぬ。その原因を與へなければ本人は再び犯罪に陥るのではない譯です。曾て數年前北海道の或る保護團體主任の方が來訪せられ、刑務所から釋放せられた者に肉や魚を食はすと直ぐ又悪い事をする、それで釋放者を引取つたら一週間ばかりは決し

て肉食をさせない、どうも肉食をさすと直ぐ又それが犯罪の原因になるといふことを言つて居つた。それはどういふ譯かと言ふと、どうも身體にエネルギーが附き過ぎるのですか、直ぐ放埒に遊んだりする、それで肉食を攝らないやうにして居る、その方が成績が良いやうですといふ話を聽いたのですが、さういふ點まで注意して犯罪原因を断つことを研究せられて居りました。次に犯人の個性を知ることです。犯罪の動機を知ること、犯罪の原因を知ることと同時に、個性を知ることは、保護に當つてはどうしても研究して置かなければならぬ事柄と思ひます。皆様御承知かも知れませぬが、犯罪には手口といふものがあるのです。竊盜罪でも、夜間忍び込んで人の物を盗る手口の者は手口の違つた掏摸をやるものでない。掏摸をやる者は、店先にある物の搔拂ひはやらないといふ風に、大體手口は決まつたものです。それで警察等には手口カードといふものが出来て居る。日本でも數年前から手口カードを利用するやうになりました、各縣ともだんだん整備して参りました。私が實際経験した事件ですが、人の家に忍び入るのに戸の下部の隅の處を尻で押して外す手口の者があつた。尻で押して外すのですから、手口カードと言つてはをかしいのですが、現に愛知縣であつた事件ですが、路上で警察官を出刃庖丁で刺した事件がありまして尻で押して外す手口の者があつた。

た。巡査は生命は助かつたけれども重傷を負うた。犯人はその直前附近の家へ泥棒に入つた所が、其處で聲を立てられて逃げる所を、交番に居つた巡査が逮捕に向つて出刃庖丁で傷を負はされた。その竊盜侵入の手口が尻で押して戸を外してある。手口カードを調べて見ると、竊盜に忍び入る時に尻で戸を押し外して忍に入るといふ手口の前科者が愛知縣で約百四十人位あつた。その中から一人の犯人を検舉することが出来た。さういふやうに總て犯罪に現はれた個性といふものがあるので、皆人に依つて犯罪のやり方が違ふ。詐欺なら詐欺のやり方、詐欺の方でも手口カードといふものが皆出来て居る。

司法省から出て居ります行刑統計年報といふものがあります、今出て居るのは昭和十四年の年報であります、刑務所に新たに収容しますと、その人間を改善せしめるには動機を知らなければならぬから直に犯罪の動機を調べる。その動機は大體次のやうに分類せられて居る。

貧困、利慾、虚榮、懶惰、射撃、食慾、酒慾、色慾、酒色、娛樂、憤怒、怨恨、嫉妬、復讐、疾苦、生育不良、家庭不良、親族不和、迷信、友誼、公益、誘惑、模倣、不用意、災難、刑餘の不信用、出來心、其他

年報は刑務所にも裁判所にも備へ付けてありますから御覽になります。要するに刑務所では是だけのことは調べる譯で、今日までの経験から斯様に分類して居る。ですから保護をせられる場合には、憤怒から起つた事件であればそれは感情の非常に激し易い人間であると見られる。斯様な場合には感情の亢奮しないやうに導いてやらなければならぬ、非常に利慾の念の強い者にはそれを治するに適當な薬を與へてやらなければならぬ、そこが保護の實際の難かしい點だらうと思ふ。年報に依りますと、懶け者が一番數が多く、その次に利慾、その次に酒色、その次に貧困、大體統計は斯ういふやうな順序になつて居るのです。實際具體的の問題に當られた場合には是非動機といふことをよく研究して載きたい。さうすれば丁度醫者が患者を診察するやうなもので、良い薬を盛ることが出来ると思ふ。又行刑統計年報には、個性の所に生來、習慣、偶發、其の他の分類があります。習慣が一番數が多いやうです、それから偶發、生來、その他といふやうな順序になつて居る。よく本人の個性を知るといふことも大切です。

## 五

その次に研究をして見るべきことは一般の犯罪原因です、刑事政策の方面の講話もあるやうで詳しいことは他の講師より申されると思ひますから略して置きますが、犯罪原因は大體内部的原因と外部的原因の二つに分けて研究せられて居る。内部的原因としては犯罪と遺傳との關係、それから犯罪と教育との關係、犯罪と性別の關係、犯罪と職業の關係、斯ういふやうなものは是非研究をして置かなければならぬことであると思ふ。遺傳の研究も隨分古くから研究せられて居りますが、有名な研究者としてはオーストリアのメンデル、是は皆さん御承知の通り進化論を發表したダーウィンと同じ頃の人で、遺傳の研究は大體メンデルが始めたのですけれども、一時ダーウィンの勢力に押されて社會では一向歓迎せられなかつたのが、亡くなつて後に非常に有名になりました。豌豆の花粉を媒介して花の色がどう出るかといふことを研究したのです、犯罪遺傳論に付ては色々學者の説は異つて居りまして一致はして居らぬやうです。唯人間の生理的の遺傳は大體認められて居る。子の顔が親の顔に似て居るとか、親子の聲がソックリとかいふやうなことはよくある。心理的に遺傳するかどうかといふことは、意見が一致しないやうです。御承知のイタリアの医者さんのロンブロゾといふ人が、刑務所で死刑の執行を受けた人間の頭蓋骨を調べて、

斯ういふ恰好の頭の者は犯罪性があると言つて分類した。是もロンブロゾの研究は研究としては尊重すべきものだけれども、どうもロンブロゾの説のやうには行かぬものもあるらしい。人間の頭蓋骨と、中味の脳とは必ずしも形が一致して居るものではない。だから、あの頭は少し尖つて居るからどうも強盗をやりさうだとかいふやうな譯には行かぬらしい。ロンブロゾはち醫者さんですから、さういふ生理的な方面から、或種の犯罪をした者はどうも頭が飛び出て居るとか何とか言つて分類したのですが、結局さう一概には行かぬらしいのです。此の説に關しては反對説が澤山出た。要するに犯罪が遺傳するといふことは容易には言はれないと思ふ。唯肉體が遺傳するものですから、精神の作用なども遺傳するかも知れる。然し親が竊盜犯人だつたから其の子が竊盜犯人になるかどうかといふやうなことは、容易に斷言は出來ない。

次に教育と犯罪との關係、是は非常に密接な關係を持つて居る。刑事政策の方の方の話に出来ると思ひます。教育を受けた人、教育を受けざる人——教育といふのは別に學校に入つたといふ意味で申上げる譯ではない、學校に入らなくても立派な教育のある方がある。人間が教育を受けないと今日の文化に適合する生活は出來なくなつて居る。どうしても一定の教育を受けて、さ

うして所謂教といふものに依つて性を導いて行かなければ善い人間にはなれない。結局人間の知情意といふか、智仁勇といひますか、所謂德器を成就するといふことが出来ない、ですからどうしても犯罪を犯し易いといふことは言はれると思ふ。だから今日少年刑務所に於ても矯正院に於ても教育を施すのはその爲です。文字を教へて世の中で便利に生活が出来るやうにといふやうな、そんな皮相な考へで教育を施して居るのではない。要するに教育を施すことに依つて犯罪に陥ることを防止することが出来ると思ふ。

犯罪と職業も非常に關係がある。職業といふ譯ではないのですけれども、掏摸の如き者を矯した例があるのです。或る老練な保護事業家に掏摸を託すれば必ず掏摸は矯る、どうして矯すかと言ふと、掏摸を引受けたら鍼を持たし烟を耕させる、それを一年ぐらゐやつたら手が硬ばつて掏摸が出来なくなり、掏摸だけは完全に矯して見せるといふ人があつた。それを批評して、非常に鋭敏な手先を持つて居る者に鍼を持たして烟を耕させ、手に豆を作つて本來の持つて居る特長を發揮させないやうにして保護するといふことは、どうもまだ完全でない、要するに手先が微妙な人なら、之を利用して或る職業をやらせれば宜いのだ、それに鍼を持たして豆を搾へるのはまだ

理想的でないと言ふ人もあるが、兎に角掏摸がやれなくなつたのは事實なんです。その人は掏摸に對しては再犯はさせないといふ非常な確信を持つて居つた。それから非常に喧嘩好きの人間、人を殴りたくて仕方がないといふ人間をどうしたら立派に出来るかといふことで拳闘に仕込んだ所が、その方面で一時非常に名を成した。斯ういふ例もある。是も十數年前のこととて、職業指導の問題でよく話に出るのですが、服業治産會で全く低能とはまでは行きませぬけれども、非常な低格者で何處へ行つても仕事が出來ない少年が木工をやつて居つた、その少年が轆轤の非常な天才で結局或る轆轤屋で一圓五十錢ぐらゐで傭入れられることになつて生活を營むことが出來た例がある。どんな人間だつて一技一能は持つて居る。その一技一能を持つて居る人間を働かしてさうして再び犯罪に陥らないやうにといふことが保護の方法なんです。私は以前より低能者だけを收容保護して見たいといふ希望があります。所が中々成績が舉らぬものですから、そんな保護團體をやつて呉れるものがない。一體人間は馬や牛を使って仕事をして居るのに、苟も人間として生れた者は牛や馬よりは宜い、之を使ひ得ないといふのはまだ吾々の文化が向上して居ないからだと思ふ。

一體さういふ人間をどの程度まで人として使へるかといふことは、保護事業家として是非やるべきことと思ふ。さういふ者は多くは遺傳の結果ですから、非常に不憫に思ふ。それをどれだけ人として活用出来るか、さういふ事業をして見たいと前々から考へて居る。中々困難な仕事でせう。然しながらどういふ者でも一定の職業を授けて出來ないことはないと思ふ。唯その程度がどれだけのものになるかといふことです。

保護事業に付ては私も色々先輩の話なんかも聽いて居るのですが、一番累犯の多いので五十七犯とかいふのがあつた。それでも最後には改悛した。人間は改悛するものであるといふ例でよく聽かされたのです。五十七犯の前科者でありますから誰も世話ををして呉れない。それで或るお寺に保護を頼みに行つたさうです。所がその住職が大變情深い人で「何犯だ」「五十七犯です、何處へ行つても相手にして呉れない、何とかお世話をへいでせうか」と頼まれ、丁度寺男が居なかつたものだから、自分の寺に置いて墓掃除などをさせた。所が非常によく勤めたさうです。住職に仕へること親に仕へる如くやつたさうです。一年ばかりしてスッカリ改悛して、再び犯罪を犯すことはしなかつた。所が一日偶々悪い人間が住職を訪ね来て非常に威かしたり恐喝して居る

ことを見て義憤が起り、薪割でポンと叩き殺してしまつた。住職が悲鳴を受けたりして居るのですから、或る程度腕力を用いて宜い譯ですが、殺してしまつたものだからどうにも出来ない。検事は涙を振つて起訴した。裁判所では非常に同情して一番軽い刑を科したといふ例もある。だから矯らぬといふことは断言出来ない。又刑務所より満期釋放の際私はどうしても矯りませぬから繼續して收容して置いて貰い度いと歎願した例がある。名前は一寸憚りますが、三池刑務所より釋放後方々でピストル強盗をやつた人間で終に死刑になりました。此の者は保護會で一年ばかり完全に保護しましたが、その後神戸に来て住まつて妻帶した。その妻は、夫が刑務所を出た者であるといふことを知らずに結婚した。正式な結婚かどうかは知りませぬが同棲して居つた。所が或る方面から身分調べに行つた際妻は夫が前科者なることを知つて、別れ話となつた。別れてから自暴自棄になり到頭スツカリ元に還つてしまつて、ピストルで數人を殺害して死刑になつた。

若し斯様な動機さへ與へられなければさういふ結果を生じなかつたと思ひます。

それから外部的の原因としては、犯罪と氣候、犯罪と土地の状況、犯罪と經濟の状態、犯罪と酒類、犯罪と衣食住、斯ういふやうなものが犯罪の原因を成す。竊盜などでもさうです。支那の

言葉に、渴しても盗泉の水を飲まずといふことがあります、是は立派な人の言ふことで、之を實際に行ふことは中々困難です。凡人は喉が渴して來れば、他人の井戸の水ぐらいは飲む。衣食住が罪を犯すことに非常に關係することは申すまでもないことあります。

## 六

そこで色々なことを考へられませうが、大體吾々の司法保護の方の仕事は、前に申し述べた様に一度犯罪を犯した者の再犯を防止することの研究です、今回は座談會もあるそうですから皆様は實際の経験をお話になつて、斯うやつたらどうだらう、あゝやつたらどうだらう、といふ研究、そこがピッタリ旨く適合すれば成功し、それが適合しなければ失敗する譯です。人の心はその顔の異なるが如く違ふのですから、千篇一律に物を見るといふことは出來ない。同じ鑄型に嵌めたやうにやつてもいけない。そこに保護事業の困難な點があると思ふ。人間は機械ではないものですからどうも難かしい。誠に殘念なことですが刑務所から出た者の半分は又戻つて来る。現在

はさう見なければならぬと思ひます。それを切めてその半分減すなり、十人でも一人でも減すやうに一つ十分御研究を願ひたい。森山局長の書かれた本にも統計表が載つて居りますが、昭和九、十、十一、十二、十三年新受刑者總數、再犯受刑者總數といふのがあります。是には昭和九年三萬七千六十五人入つた中、再入受刑者が一萬九千三百六十二人、新受刑者中に於ける再入受刑者の比率が五五%、半分以上です。その翌十年には五四%、十一年には四六%十二年には四八%、十三年には五二%ですから、毎年刑務所に入つて来る者を調べて見ると、半分は曾て刑を受けたことのある者、是は悲しむべき數字であると思ふ。之を何とか減するやうにしたい。是非あなた方に一つ御盡力を願つてそれを四〇%、三〇%と減して戴いて、數年後には是が一〇%ぐらゐまでに減つたといふことになれば、社會的に非常に大きな功績です。一人の犯罪でも取返しの付かない損害を與へる。一家の柱とも言ふべき主人が殺されてその爲に家族が路頭に迷ふといふやうなことも起つて来る、火を放けて數十萬の資材がなくなつてしまふ、此のバーセンテージが零になるまでやつて戴けば理想的です。之を零にするにはどうしたら宜いかといふことが今日考へなければならぬ實際問題で、そこに目標を置かなければならぬ。それは理想論で實現は容易に難か

しいかも知れない。然しながら目標は何處までも高く置かなければならぬ。來年又大會でもありました時分には四〇%とか、その翌年は三〇%とかいふやうに成績が上がるといふことになれば、社會的に非常な貢献である。それには皆さんのやうな方々が出来るだけ保護の方法に付て研究せられて、前に申上げましたやうに人々犯罪の原因を除去して行くことに依つて立派な成績が舉がるだらうと思ふ。保護委員制度が出来てまだ新しいものですから、その成績がまだハツキリして居ない。けれども恐らく皆さんが御關係になつて後はそれがだんく、良いバーセンテージを示して來ることは疑ひないと思ふ。唯皆さんの御盡力に依つてどの程度までそのバーセンテージが下るか、實は私共はこの制度の運営に就て興味を以て注視して居る譯です。

再犯の統計を見ますと、釋放せられてその日に再犯に陥つたといふ例もあります。是は極端ですが、十四年の行刑統計年報を見ますと釋放後三ヶ月ぐらゐが一番危いやうです。六ヶ月は三ヶ月より半分ぐらゐになる、一年が丁度六ヶ月と同じくらゐ、二年が同じ、三年、四年、五年と下つて来る。それで私は前から自分の理想論として保護一年といふことを目標にして居つた。一年保護して行刑の効果を持続し再犯に陥らないやうにすれば、保護として立派なものです。昭和十

四年の統計に付て五年以内に戻つて來た再犯者の數を申しますと、

二八

　　總　　數　　男　　一三三五二人

　　女　　一一二人

　　男　　四七六五人

　　女　　三三人

　　男　　二三六七人

　　女　　一七人

　　男　　二三三八人

　　女　　二八人

　　男　　二〇六三人

　　女　　一九人

　　男　　一〇〇三人

　　女　　九人

　　男　　九〇〇一人

　　女　　八九人

　　男　　八八〇人

　　女　　八七人

　　男　　八六九人

　　女　　八五八人

　　男　　八四七人

　　女　　八三六人

　　男　　八二五人

　　女　　八一四人

　　男　　八〇三人

　　女　　七八二人

　　男　　七九一人

　　女　　七七〇人

　　男　　七六〇人

　　女　　七四九人

　　男　　七三八人

　　女　　七二七人

　　男　　七一七人

　　女　　七〇六人

　　男　　六九九人

　　女　　六八八人

　　男　　六七八人

　　女　　六六七人

大體三ヶ月、六ヶ月、一年の間にその大部分が再入して居る。ですから保護一年といふことを  
言つて居る譯です。今後何處かで皆さんにお目にかかる時には、パーセンテージが少くとも二〇  
%ぐらゐに下るやうにして戴きたいと思ひます。　（了）

昭和十六年九月一日 印刷  
昭和十六年九月五日 発行

(非賣品)

東京市麹町區三番町七番地ノ十二  
財團法人 司法保護協會内

編輯兼發行人

鈴木信

不許  
複製

印刷人

福神和三

印刷所

東京市京橋區銀座西一ノ七  
福神製本印刷所

發行所

財團法人 司法保護協會

電話九段(33)

二二二、四六七  
三三三、七〇〇一四二二

日本出版文化協會員第二二二〇二二三號  
振替東京九八五七八〇〇一四二二

